

## 権利関係② 相殺

### ○×式確認問題 【問題】

\* 解答をするときは、必ずどこで判断したかを、下線を引くなどして明確にチェックを入れて、正誤判断をすること。不明なところは？マークを入れておくと後から復習しやすい。

- 1 相殺の意思表示に、期限を付けることはできないが、条件を付けることはできる。
- 2 相殺の効力は、相殺適状が生じたときにさかのぼる。
- 3 相殺において、相殺する債権を受働債権といい、相殺される債権を自働債権という。
- 4 相殺可能な債権は、同種の目的を有することが要件とされるが、一定の場合には、別の目的を有する債権でも相殺することができる。
- 5 自己が不法行為の加害者で、被害者となった者に反対債権を持っていたときは、当該不法行為に係る損害賠償債権を受働債権として相殺することができる。